

## 岩手県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

### (目的)

第1 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）」に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）」の認定について必要な事項を定めるものとする。

### (実施計画の申請)

第2 法第19条の規定により実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画（別記様式第1号）を作成し、農林漁業者の居住地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）へ申請書（別記様式第2号）を提出するものとする。

### (実施計画の認定)

第3 局長は、申請された実施計画の審査に当たっては、法第19条、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）及び「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（以下「県基本計画」という。）に則して行うものとし、具体的には別紙に掲げる事項を勘案して認定する。

2 局長は、第2の実施計画の認定をしたときは、環境負荷低減事業活動実施計画認定証（別記様式第3号）を交付し、申請者へ通知（別記様式第4号）するとともに、実施計画の認定結果を申請者の居住地を所管する市町村長へ、認定された実施計画の写しを添えて通知（別記様式第5号）するものとする。

3 申請のあった実施計画が規則第4条で定める基準に適合しない場合には、局長は、当該導入計画の申請者へ通知（別記様式第6号）する。

4 局長は、第3第1項の実施計画の認定をしたときは、農林水産部長に、認定された実施計画の写しを添えて報告（別記様式第7号）するものとする。

### (実施計画の変更)

第4 法第20条の規定により実施計画の変更の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画の変更に係る認定申請書（別記様式第8号）を局長へ提出するものとする。

2 申請された実施計画の変更の認定に係る手続きは、第3の規定に準ずるものとする。

3 規則第10条に規定する軽微な変更の場合は、実施計画の軽微な変更に係る届出書（別記様式第10号）を局長へ提出するものとする。

### (認定の取り消し)

第5 局長は、法第20条第3項の規定により実施計画の認定を取り消した場合は、当該農業者へ通知（別記様式第11号）し、第3の規定に基づき交付した環境負荷低減事業活動実施計画認定

証の返還を求めるとともに、当該農業者の居住地を所管する市町村長へ通知（別記様式第 12 号）する。

2 局長は、第 5 第 1 項の認定の取り消しをしたときは、農林水産部長に報告（別記様式第 13 号）するものとする。

（報告の徴収）

第 6 局長は、認定農林漁業者に対し、法第 46 条の規定に基づき、認定された実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた認定農林漁業者は、環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書（別記様式第 14 号）を局長へ提出するものとする。

（補則）

第 7 この要領に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

### 別紙（第3関係）

- 1 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- 2 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- 3 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めている など、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- 4 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- 5 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。
- 6 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- 7 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- 8 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- 9 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。